



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *36 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)..... 1
- *37 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 24

公布された条例のあらまし

◇ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法等の一部改正に伴い、11年以上の期間勤続した者であって60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額に係る特例等を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条、第2条の4～第5条の3の2、第7条の2～第7条の5、第11条の2、第13条、第17条、第18条、第20条、付則第1項及び第3項～第38項関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 第1条中第11条の2及び第13条第4項の改正規定、付則第33項の改正規定(「第11条」を「第13条」に改める部分に限る。)、付則第38項の改正規定(「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。)並びに附則第4項の規定 公布の日
- (2) 第1条中第2条第2項並びに第13条第2項及び第11項の改正規定 令和4年10月1日

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第2条、第2条の3～第3条の2、第10条、第11条、第19条～第22条、第27条～第32条及び附則関係)

2 施行期日

令和4年10月1日から施行します。ただし、第2条の改正規定(同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に1号を加える部分に限る。)並びに第10条、第19条から第22条まで及び第27条から第32条までの改正規定並びに附則第2項の次に8項を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行します。

条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第36号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合は、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第13条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(和歌山県の休日を含め定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第13条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項、第5条第1項第4号及び第2項並びに第5条の4第3項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第11条の3第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。</u>)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合は、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項、第5条第1項第4号及び第2項並びに第5条の4第3項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第11条の3第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、<u>地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。</u>)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各</p>

により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) 略

2・3 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(7) 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び付則第14項において「特定任命」という。))により警視以下の階級にある警察官となった後に退職した警察官を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定めら

号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) 略

2・3 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(7) 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定めら

れているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

(特定任命により警視以下の階級にある警察官となった後に退職した警察官に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により警視以下の階級にある警察官となった後に退職した警察官について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び付則第14項において「特定任命」という。)により警視以下の階級にある警察官となった後に退職した警察官を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)」により警視以下の階級にある警察官となった後に退職した警察官」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

(退職手当の基本額の最高限度額)
第7条 略

第7条の2 第5条の2第1項(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める割合をその者の退職手当の基本額とする。
(1) 60以上 特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)に60を乗じて得た額
(2) 略

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

れているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 略
第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める割合をその者の退職手当の基本額とする。
(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
(2) 略

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

略	略	
第7条の2	第5条の2第1項(第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項(
	略	略
	同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する第5条の2の2において読み替えて準用する場合は、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。以下この号及び次号において同じ。))及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	
略	略	

(退職手当の調整額)
 第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条第1項の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。
 (1)～(8) 略
 2～5 略
 (一般の退職手当の額に係る特例)
 第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当

略	略	
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	略	略
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
略	略	

(退職手当の調整額)
 第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条第1項の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。
 (1)～(8) 略
 2～5 略
 (一般の退職手当の額に係る特例)
 第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当

の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1)～(4) 略
2 略

(副知事の退職手当の特例)

第11条の2 略

- 2 前項の場合(第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、先の副知事又は副知事以外の職員としての在職期間は、後の副知事としての在職期間に通算する。
3 略

(失業者の退職手当)

第13条 略

- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等(職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者)であつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。)であつた者をいう。以下この項において同じ。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除くものとする。

- (1)・(2) 略

- 3 略
4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 略

- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定によ

の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1)～(4) 略
2 略

(副知事の退職手当の特例)

第11条の2 略

- 2 前項の場合(前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、先の副知事又は副知事以外の職員としての在職期間は、後の副知事としての在職期間に通算する。
3 略

(失業者の退職手当)

第13条 略

- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等(職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。))が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者)であつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。)であつた者をいう。以下この項において同じ。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除くものとする。

- (1)・(2) 略

- 3 略
4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～10 略

- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定によ

る退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした

る退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした

者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この項から第6項までにおいて「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する和歌山県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者

者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する和歌山県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、

退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6～8 略

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6～8 略

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日(以下「適用日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 3 適用日の前日に在職する職員で、この条例(以下「新条例」という。)第2条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職(公務上の死亡以外の死亡による退職で人事委員会規則で定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 新条例第3条第1項又は第5条第1項の規定に該当する退職(傷病又は死亡による退職に限る。)その者につき旧条例第4条(死亡により退職した者)にあっては、旧条例附則第12項を含む。以下この項において同じ。)の規定により計算した退職手当の額と新条例第3条第1項又は第5条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
- (2) 新条例第4条第1項の規定に該当する退職(勤務公署の移転による退職に限る。)その者につき旧条例第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例第4条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
- (3) 新条例第7条又は第7条の2の規定に該当する退職その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例第2条の4、第3条、第5条から第5条の3まで及び第7条から第7条の4までの規定により計算した退職手当の額との

いずれか多い額

4. 昭和28年7月31日に現に在職していた職員（付則第11項に規定する者に該当する者及び付則第17項に規定する職員でもとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの（以下「未復員者」という。）に該当する者を除く。）の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、付則第5項から第8項までの規定によるほか、第8条（第5項中段を除く。）並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年和歌山県条例第27号。以下「条例第27号」という。）付則第7項及び付則第13項の規定の例による。
5. 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。
- (1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）附則第3項第3号の規定により内閣総理大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続き再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続きいた在職期間の3分の2の期間
- (2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて旧国民医療法（昭和17年法律第70号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続き再び職員となったものの当該医療団職員としての引き続きいた在職期間の3分の2の期間
- (3) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治43年勅令第228号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続き再び職員となったものの当該救護員としての戦地勤務に服した期間の3分の2の期間
- (4) 先に職員として在職した者であってア又は

イに該当するもののア又はイに掲げる期間
ア 任命権者の承認又は勸しを受け、引き続き外国にあった特殊機関の職員で、施行令附則第3項第6号の規定により内閣総理大臣の指定するもの(以下「外国特殊機関職員」という。)となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続き再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続きいた在職期間の3分の2の期間

イ 任命権者の承認又は勸しを受け、引き続き外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあった特殊機関への引継ぎとともに引き続き外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続き再び職員となった者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続きいた在職期間の3分の2の期間

6. 昭和28年7月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しを受けた他の任命権者に属する職員となったもの

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続き在外研究員又は外国留学生(以下「在外研究員等」という。)となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続き再び職員となったもの

7. 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲げる者であったものが当該各号に掲げる日から昭和28年7月31日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件(昭和21年勸令第287号)の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失った日

8. 先に職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勸令(昭和21年勸令第109号)第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勸令(昭和22年勸令第1号)第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第6項の規定に基づく総理府令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの(先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日(その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日)の前日までの間に他に就職しなかったものを含む。)が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場

合にあっては、当該退職の日)から昭和28年7月31日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

9 昭和28年7月31日に現に在職していた職員であって、職員以外の地方公務員等(もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下この項及び次項において同じ。)から引き続いて職員となったもの及び同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であって同年8月1日以後に引き続いて職員となったものの同年7月31日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、付則第5項から前項までの規定を準用するほか、第8条第5項及び第6項並びに条例第27号付則第7項及び付則第13項の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(条例第27号による改正前の第10条の2第1項の退職、付則第14項の特殊退職及び付則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けていた退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

10 前項の場合において、先に職員として在職した者であって昭和28年7月31日以前において新条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となったものについては、第22条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となったものとみなして同項の規定を適用する。

11 昭和20年8月15日に現に付則第7項各号に掲げる者(救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。)であった者で同日において本邦外にであったもののうち、昭和28年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年(特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。)以内に職員となったもの又は同年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものについては、外地官署所属職員等であった期間は、その者の同年8月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあっては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

12 前項に規定する者(未復員者に該当する者を除く。)の昭和28年7月31日(同年8月1日以後に付則第7項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満

了する日)以前における勤続期間(付則第4項に規定する勤続期間に該当するものを除く。)の計算については、前項の規定に該当するものを除き、付則第5項及び付則第6項(これらの規定を付則第9項において準用する場合を含む。)並びに付則第10項の規定を準用するほか、第8条の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(付則第14項の特殊退職及び付則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

13 昭和28年7月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続き職員となった者又は付則第11項に規定する者のうち、職員としての引き続き在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後新条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで、条例第27号による改正前の第10条の2第2項及び付則第15項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合(付則第15項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職をした者については、当該割合とその者に係る付則第15項において例による付則第13項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする

- ① その者が第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに付則第3項及び条例第27号付則第3項から付則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合
- ② その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けた新条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)を新条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合の新条例の規定による退職手当(付則第8項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条(25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。)若しくは第5条の2の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

- 14 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。
- (1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職
 - (2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職
 - (3) 付則第5項各号又は付則第6項各号（これらの規定を付則第9項及び付則第12項において準用する場合を含む。）の退職
 - (4) 付則第8項（付則第9項において準用する場合を含む。）の退職
 - (5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失
- 15 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和43年3月31日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は職員以外の地方公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、付則第13項の規定の例による。この場合において、第8条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（条例第27号による改正前の第10条の2第1項の退職、付則第14項の特殊退職及び付則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。
- 16 未復員者の勤続期間の計算については、昭和28年7月31日現在における勤続期間の計算に関する規定の例による。ただし、本邦に帰還後引き続いて職員となった未復員者（第22条第2項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第72号。附則第20項において「条例第72号」という。）の規定による改正前の第16条の規定の適用を受け、引き続き職員以外の地方公務員等となり、さらに引き続き職員となった者を含む。）または付則第11項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は

職員以外の地方公務員等としての昭和28年7月31日以前における勤続期間を含む。)の計算については、未復員者以外の職員の例による。

- 17 新条例の適用を受ける職員であって、昭和20年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、かつ、本邦に帰還していないもの(自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和20年9月2日以後において、本邦にあった者を除く。)が恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)又は和歌山県退職年金及び退職一時金に関する特別取扱条例(昭和24年和歌山県条例第6号)の規定によって退職したものとみなされたとき、又は昭和28年8月1日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、その者が昭和20年8月15日において受けている給料月額(その額が別表左欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。)に対応する別表右欄に掲げる新給料月額を計算の基礎とした第4条の規定による退職手当(その退職の日が昭和28年7月31日以前の日であるときは、従前の例による退職手当)を支給する。
- 18 前項の場合において、恩給法の一部を改正する法律又は和歌山県退職年金及び退職一時金に関する特別取扱条例の規定により退職したものとみなされたとき支給されることとなる退職手当は、職員の家族で本邦に居住しているものから請求があったときは、その家族に支給することができる。
- 19 第2条の2第1項から第3項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によって生計を維持していた」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によって生計を維持していると認められる」と読み替えるものとする。
- 20 付則第17項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となった在職する場合又は第22条第2項若しくは条例第72号の規定による改正前の第16条の規定の適用を受け、引き続き職員以外の地方公務員等となって在職する場合において、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号及び第2号に掲げる者又は和歌山県退職年金及び退職一時金に関する特別取扱条例第9条の2第1項第1号及び第2号に掲げる者については適用がなかったものとみなし、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第3号に掲げる者又は和歌山県退職年金及び退職一時金に関する特別取扱条例第9条の2第1項第3号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、付則第17項の規定により支給された退職手当は返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となった在職期間は、その者の引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 21 昭和28年8月1日以後に死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。
- 22 警察法(昭和29年法律第162号)の施行に伴

- い、従前の国家地方警察又は自治体警察の常勤の職員であった者が引き続き職員となったものについては、第8条第5項中「職員以外の都道府県」を「職員以外の都道府県又は市町村」と、付則第5項中「昭和28年7月31日に現に在職していた職員のうち、」を「昭和28年7月31日に現に国家地方警察又は自治体警察の常勤の職員であったものうち、」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 23 昭和28年12月25日以後において、琉球諸島民政府職員(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和28年法律第156号)第2条第3号に規定する職員をいう。以下同じ。)から引き続き職員又は職員以外の地方公務員等となった者の琉球諸島民政府職員としての在職期間は、職員又は職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間とみなす。
- 24 昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間に退職した管理職員(職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年和歌山県条例第37号。以下「職員の給与改正条例」という。)附則第3項及び教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年和歌山県条例第38号。以下「教育職員の給与改正条例」という。)附則第3項に規定する管理職員をいう。)に支給すべき退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、職員の給与改正条例による改正後の職員の給与等に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)別表第1から別表第3までの規定及び教育職員の給与改正条例による改正後の教育職員の給与等に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)別表第1の規定を適用するものとした場合において当該職員が受けることとなる給料月額とする。
- 25 前項に規定する管理職員に支給する退職手当の額の算定の基礎となる第5条第4項の扶養手当の月額、改正後の職員給与条例第14条の規定及び改正後の教育職員給与条例第14条の規定を適用するものとした場合において当該職員が受けることとなる扶養手当の月額とする。
- 3 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(次項において「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(次項において「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う
- 26 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 27 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

- 5 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下この項、次項及び付則第10項において「旧日本国有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

6 略

- 7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年和歌山県条例第27号。次項及び付則第9項において「条例第27号」という。))付則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3の2まで及び付則第17項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第7項」とする。

- 8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第27号付則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び付則第20項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第27号付則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条又は付則第18項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。

- 10 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下この項において「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職

関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

- 28 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

29 略

- 30 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第27号付則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第30項」とする。

- 31 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第27号付則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 32 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第27号付則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第30項の規定の例により計算して得られる額とする。

- 33 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下この項において「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職

18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤務した者であって、60歳(旧定年条例第3条第2号に掲げる職員にあっては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は付則第18項」とする。

19 前2項の規定は、職員の定年等に関する条例(付則第21項及び第22項において「定年条例」という。)第3条第2項に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

20 職員の給与に関する条例附則第17項、教育職員の給与に関する条例附則第12項、市町村立学校職員の給与に関する条例附則第11項又は警察職員の給与に関する条例附則第10項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

21 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3、第5条の3の2及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(旧定年条例第3条第2号に掲げる職員及び定年条例第3条第2項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、旧定年条例第3条第2号に掲げる職員にあっては63歳とし、定年条例第3条第2項に規定する職員にあっては65歳とする。)に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(旧定年条例第3条第2号に掲げる職員及び定年条例第3条第2項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、旧定年条例第3条第2号に掲げる職員にあっては63歳とし、定年条例第3条第2項に規定する職員にあっては65歳とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

22 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第5条の3、第5条の3の2及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

下欄に掲げる職員以外の者	60歳
--------------	-----

旧定年条例第3条第2号に掲げる職員	63歳
定年条例第3条第2項に規定する職員	65歳

23 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、第5条の3本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって付則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「付則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって付則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

別表

昭和20年8月15日現在の給料月額	新給料月額
円	円
40	6,000
45	6,200
50	6,650
55	7,150
65	7,650
75	8,150
85	8,650
95	9,250
105	9,850
115	10,650
125	11,550

135	12,450
145	13,400
160	14,600
175	15,800
190	16,400
205	17,800
220	18,500
240	20,000
260	21,600
280	23,300
300	25,100
320	27,300
360	29,500
400	31,900
440	34,500
480	38,800
520	44,800

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年和歌山県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び付則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は付則第17項若しくは第18項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条から第5条の3の2まで及び付則第17項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2(同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)<u>及び付則第20項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第5条、第5条の2又は付則第18項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年をこえる者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 新条例付則第3項の規定の適用を受ける職員で付則第3項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>職員の退職手当に</u></p>	<p>付 則</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び付則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条、第5条の2の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年をこえる者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 新条例付則第3項の規定の適用を受ける職員で付則第3項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>新条例第2条の4</u></p>

関する条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで、新条例付則第3項並びにこの条例付則第3項から前項まで又は付則第14項の規定にかかわらず、その者につき旧和歌山県職員退職手当暫定措置条例(昭和28年和歌山県条例第50号)の規定により計算した退職手当の額と職員の退職手当に関する条例及び付則第3項から前項まで又は付則第14項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。

から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで、新条例付則第3項ならびにこの条例付則第3項から前項までまたは付則第14項の規定にかかわらず、その者につき旧和歌山県職員退職手当暫定措置条例(昭和28年和歌山県条例第50号)の規定により計算した退職手当の額と新条例および付則第3項から前項までまたは付則第14項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。

12 付則第7項に規定する者又は付則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する職員の退職手当に関する条例第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで、新条例付則第3項並びにこの条例付則第3項から付則第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例付則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

12 付則第7項に規定する者または付則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで、新条例付則第3項ならびにこの条例付則第3項から付則第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例および新条例付則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

- (1) 職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで、新条例付則第3項並びにこの条例付則第3項から付則第6項までの規定により計算した額
- (2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続き在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき付則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

- (1) 新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで、新条例付則第3項ならびにこの条例付則第3項から付則第6項までの規定により計算した額
- (2) その者が職員または特定指定法人に使用される者としての引き続き在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき付則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年和歌山県条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>5 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>5 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第30項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定及び附則第9項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号。以下この項及び附則第4項において「特例条例」という。)による退職手当の支給を受けることとなる者という。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第7条まで及び付則第30項から第32項まで、附則第9項の規定による改正前の特例条例第2条及び付則第2項、附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年和歌山県条例第27号。以下この項及び附則第4項において「条例第27号」という。)付則第3項から第6項まで並びに附則第11項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年和歌山県条例第80号。以下この項及び附則第4項において「条例第80号」という。)附則第5項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第30項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものを除く。))及び平成15年3月31日に在職する職員が、その者の非違によることなく勸奨を受けて附則第9項の規定による改正前の特例条例第2条第1項に規定する規則で定める期間内に退職する場合において、職員としての勤続期間が15年以上20年未満であり、かつ、年齢が50年以上であるものにおいては、104分の83.7)を乗じて得た額が、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに付則第7項から第9項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の特例条例第2条から第4条まで及び付則第2項、条例第27号付則第3項から第6項まで並びに条例第80号付則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。))よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</u></p> <p>3～7 略</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定及び附則第9項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号。以下この項及び附則第4項において「特例条例」という。)による退職手当の支給を受けることとなる者という。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第7条まで及び付則第30項から第32項まで、附則第9項の規定による改正前の特例条例第2条及び付則第2項、附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年和歌山県条例第27号。以下この項及び附則第4項において「条例第27号」という。)付則第3項から第6項まで並びに附則第11項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年和歌山県条例第80号。以下この項及び附則第4項において「条例第80号」という。)附則第5項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第30項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものを除く。))及び平成15年3月31日に在職する職員が、その者の非違によることなく勸奨を受けて附則第9項の規定による改正前の特例条例第2条第1項に規定する規則で定める期間内に退職する場合において、職員としての勤続期間が15年以上20年未満であり、かつ、年齢が50年以上であるものにおいては、104分の83.7)を乗じて得た額が、<u>新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに付則第30項から第32項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の特例条例第2条から第4条まで及び付則第2項、条例第27号付則第3項から第6項まで並びに条例第80号付則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。))よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</u></p> <p>3～7 略</p>
---	---

(職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の基本額の特例) 第2条 職員（県の歳出予算によって給料（これに相当する給与を含む。）が支給される職員をいう。以下「職員」という。）のうちその者の非違によることなく規則で定める期間内に退職する者で、任命権者が知事と協議して適当と認める者に支給する退職手当の基本額は、退職手当条例第3条から第5条まで、<u>第5条の3及び第5条の3の2の規定にかかわらず</u>、職員の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる規定及び退職手当条例第5条の2の規定によって計算した額とする。 (1)・(2) 略 2 略</p>	<p>(退職手当の基本額の特例) 第2条 職員（県の歳出予算によって給料（これに相当する給与を含む。）が支給される職員をいう。以下「職員」という。）のうちその者の非違によることなく規則で定める期間内に退職する者で、任命権者が知事と協議して適当と認める者に支給する退職手当の基本額は、退職手当条例第3条から第5条まで及び第5条の3の規定にかかわらず、職員の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる規定及び退職手当条例第5条の2の規定によって計算した額とする。 (1)・(2) 略 2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第11条の2及び第13条第4項の改正規定、付則第33項の改正規定（「第11条」を「第13条」に改める部分に限る。）、付則第38項の改正規定（「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに附則第4項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中第2条第2項並びに第13条第2項及び第11項の改正規定 令和4年10月1日
- (経過措置)
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項及び附則第4項において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。
- 3 新条例第2条第2項及び第13条第2項の規定は、附則第1項第2号に掲げる施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第37号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(イ及び第2条の3において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であ</u></p>

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合であつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

つて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2)・(3) 略
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 (1)～(4) 略

- (5)・(6) 略
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)
 第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)
 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 (1)・(2) 略
 (3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときはとする。

- (1)・(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)
 第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 (1)～(4) 略

- (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
- (6)・(7) 略
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)
 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 (1)・(2) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする

- (1)～(5) 略
- (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る)。
- (7) 略

(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	略	略
略	略	略
第15条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	略
略		

(育児短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例)

第20条 育児短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この条、第19条及び第20条において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第10条第3項	略	略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする

- (1)～(5) 略
- (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る)。
- (7) 略

(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	略	略
第9条第3項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
略	略	略
第15条第2項	再任用短時間勤務職員	略
略		

(育児短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例)

第20条 育児短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	とする	に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第10条第2項及び第3項	略	略

第15条の3第2項	定年前再任用短時間勤務職員	略
略		

(育児短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の特例)

第21条 育児短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この条、第21条及び第22条において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第9条第3項	略	略
第13条第2項	定年前再任用短時間勤務警察官	略
略		

(育児短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)

第22条 育児短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
---------	------	---

第15条の3第2項	再任用短時間勤務職員	略
略		

(育児短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の特例)

第21条 育児短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項	とする	に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第9条第2項及び第3項	略	略
第13条第2項	再任用短時間勤務警察官	略
略		

(育児短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)

第22条 育児短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	とする	に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
---------	-----	--

第12条第3項	略	略
略		
第17条の3第2項	定年前再任用短時間勤務職員	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)
 第27条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	略
略		
第25条の2	略	略
	定年前再任用短時間勤務職員	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例)
 第28条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条の3第2項	定年前再任用短時間勤務職員	略
略		
第21条の2	略	略
	定年前再任用短時間勤務職員	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の特例)
 第29条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項	定年前再任用短時間勤務警察官	略
略		
第23条の2	略	略
	定年前再任用短時間勤務警察官	略

第12条第2項及び第3項	略	略
略		
第17条の3第2項	再任用短時間勤務職員	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)
 第27条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第2項	再任用短時間勤務職員	略
略		
第25条の2	略	略
	再任用職員	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例)
 第28条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条の3第2項	再任用短時間勤務職員	略
略		
第21条の2	略	略
	再任用職員	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の特例)
 第29条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項	再任用短時間勤務警察官	略
略		
第23条の2	略	略
	再任用警察官	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)

第30条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第17条の3第2項及び第22条の2	定年前提任用短時間勤務職員	略
第22条の2	第18条の3から第18条の5まで、第20条及び前条	略

(部分休業をすることができない職員)

第31条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条において「定年前提任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第32条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

附 則
(施行期日)

1 略

(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止等)

2 略

(職員の給与に関する条例附則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務職員に対する職員の給与に関する条例附則第17項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「1)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が職員の給与に関する条例附則第17項の規定の適用を受ける場合における第25条の規定

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)

第30条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第17条の3第2項	再任用短時間勤務職員	略
第22条の2	第18条の3から第18条の5まで、第20条及び前条	略
	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第31条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第32条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

附 則

1 略

2 略

の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第3項」とする。

(教育職員の給与に関する条例附則第12項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

5 育児短時間勤務職員に対する教育職員の給与に関する条例附則第12項の規定の適用については、同項中「1」とする」とあるのは、「1」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が教育職員の給与に関する条例附則第12項の規定の適用を受ける場合における第25条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第5項」とする。

。

(警察職員の給与に関する条例附則第10項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

7 育児短時間勤務職員に対する警察職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用については、同項中「1」とする」とあるのは、「1」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が警察職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける場合における第25条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第7項」とする。

。

(市町村立学校職員の給与に関する条例附則第11項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

9 育児短時間勤務職員に対する市町村立学校職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用については、同項中「1」とする」とあるのは、「1」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

10 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が市町村立学校職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用を受ける場合における第25条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第9項」とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に1号を加える部分に限る。）並びに第10条、第19条から第22条まで及び第27条から第32条までの改正規定並びに附則第2項の次に8項を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。